（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［略］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　栃木刑務所 ［略］	［略］	
千葉刑務所　府中刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所		
［略］		

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所	［略］	
［略］	［略］	
［略］	［略］	
岡崎医療刑務所　北九州医療刑務所	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［同上］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　千葉刑務所 ［同上］	［同上］	
府中刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所		
［同上］		

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　東京拘置所	［同上］	
［同上］	［同上］	
［同上］	［同上］	
岡崎医療刑務所　北九州医療刑務所	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
	医療第二課	身体疾患の医療に関すること。